



所得税の還付申告は2月14日から受付ができます!

平成29年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間は、平成30年2月16日（金）から3月15日（木）までです。町税務課では、2月14日（水）と15日（木）の2日間、還付申告の方のみを対象に申告相談を行い、2月16日（金）から3月15日（木）は、所得税の確定申告及び町民税・県民税申告の申告相談を行います。会場は町庁舎4階の講堂です。確定申告書・手引き等は1月中旬から町庁舎2階の特設コーナーに用意します。

申告書にはマイナンバーの記載と、本人確認書類の写しの添付が必要になります

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、所得税の確定申告書及び町民税・県民税申告書にマイナンバーの記載が必要となっています。マイナンバーを記載した申告書を提出していただく際には、記載されたマイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、申告書を提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となりますので、以下の書類の写し（コピー）をお持ちください。



- 個人番号カード（顔写真付き）をお持ちの方… 表面と裏面の写し（コピー）をお持ちください。
- 個人番号カード（顔写真付き）をお持ちでない方… 以下の①と②それぞれの写し（コピー）をお持ちください。
 - ①番号確認書類（「マイナンバー通知カード」、または「マイナンバーを記載した住民票」）
 - ②身元確認書類（「運転免許証」、「パスポート」、「身体障害者手帳」、「在留カード」、「医療保険の被保険者証」等のいずれか1つ）

確定申告をすれば所得税が戻る方

次のいずれかに当てはまる方は、還付申告により所得税が還付される場合があります。

- 病気やけがなどで支払った医療費が一定額以上あり、医療費控除を受ける場合
 - 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合（詳しくは5ページをご覧ください。）
 - 年の途中で退職し、就職しなかった方で、給与所得について年末調整を受けていない場合
 - 住宅を新築や購入・増改築して、住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ※1年目は計算が複雑なため、役場では受け付けることができません。税務署でのご相談となります。
- 社会保険料控除、寄附金控除、その他控除を受けることができる場合など

公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告が不要となりますが、次にあてはまる場合は、町民税・県民税の申告により、来年度の町民税・県民税が減額される場合があります。該当する方は町税務課へ町民税・県民税申告書の提出をお願いします。

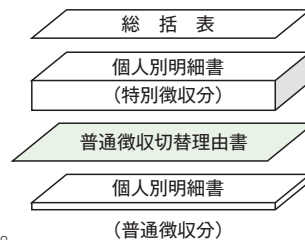
お手元の公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の下記のような控除の適用を受けるとき

医療費控除	所得金額により、医療費が10万円以下でも控除の対象となる場合があります。
社会保険料控除	口座振替や納付書によってご納付いただいた介護保険料・後期高齢者医療保険料等の控除を適用するには、申告が必要です。
生命保険料控除 地震保険料控除	生命保険料や地震保険料についての控除を適用するには、申告が必要です。
配偶者控除・障害者控除・寡婦（寡夫）控除・扶養控除	公的年金等の源泉徴収票に扶養控除等がすべて記載されているかご確認ください。源泉徴収票に記載されていない控除を適用するには、申告が必要です。

事業所のみなさまへのお願い

●給与支払報告書の提出について

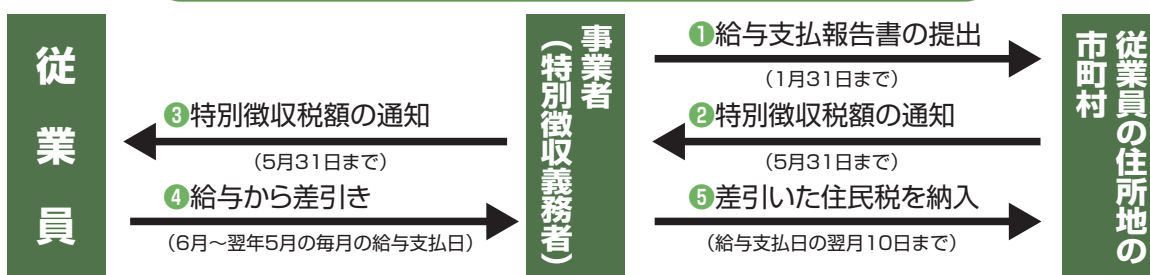
- ・提出期限 1月31日（水）
- ・提出書類 ①総括表
- ②給与支払報告書（個人別明細書）
- ③普通徴収切替理由書
- （全員が特別徴収の場合は不要）※町ホームページに様式があります。



●平成30年度から、原則全ての事業者が個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

地方税法において、従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業者が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員（原則として、アルバイト、パート等を含む全ての従業員）に支払う給与から差引き、従業員に代わって納税いただくことが原則となっています。（個人住民税の特別徴収）

特別徴収の仕組



なお、以下の理由に該当する場合は、当面、例外として特別徴収を行わないことができます。この場合、給与支払報告書の提出時に【普通徴収切替理由書】を提出していただくとともに、給与支払報告書（個人別明細書）の「摘要欄」に該当理由の符合（普A～普F下表参照）を記入してください。

※eLTAXで給与支払報告書を提出する場合は「普通徴収」欄にチェックを入力した上で、該当する符合（普Aなど）を「摘要欄」に記入してください。なお、【普通徴収切替理由書】の提出は不要です。

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数※1が2人以下の事業所
普B	他の事業所で特別徴収されている（例：乙欄適用者）
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が93万円以下）
普D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者※2

※1 事業所全体の従業員の数で、上記「普B」～「普F」の理由に該当して普通徴収とする対象者（他市町村分を含む。）を除いた従業員数。

※2 4月1日現在で給与の支払いを受けていない休職者に限る。

新しい医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）が始まります

健康の維持増進及び疾病予防のための一定の取り組み〔①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主健診）、④健康診査、⑤がん検診など〕をされた方が、スイッチOTC医薬品（医療用から転用された医薬品）の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合に、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1万2千円を超える額を所得から控除できる制度が創設されました。（平成29年から平成33年までの制度です。）

控除を受ける方は、①～⑤などの取り組みを証明できるもの（健診結果通知など）、購入した薬の領収書（平成29年中に支払ったもの）をご用意いただき、ご自身で「医療費の明細書」を作成してください。

※この特例と従来からの医療費控除は併用できません。

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線231・232・233）